

京都未来交通イノベーション研究機構事務局業務企画提案要領及び京都未来交通イノベーション研究機構事務局業務仕様書に関するQ & A

Q 1 本業務には複数企業での共同提案は可能か。

A 1 本業務に関し、共同提案していただくことは可能です。ただし、その場合他の共同提案企業との間で役割を定めた協定書を締結してください（提出期限後の締結になる場合は、企画提案書にその旨をご記載ください）。

Q 2 共同提案する場合、「プロポーザル参加意思確認書」及び「見積書」の団体名は共同提案の代表者1社の表記で良いか。

A 1 お見込のとおりです。